



平成 30 年 4 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ニューテック  
 代表者名 代表取締役社長 柳瀬 博文  
 (JASDAQ コード番号 6734)  
 問合せ先 取締役副社長兼管理部長 宮崎 有美子  
 電 話 03-5777-0888

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年4月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年5月24日開催予定の第36期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 29 条(取締役の責任免除)及び第 40 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものです。なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年 5 月 24 日  
 定款変更の効力発生日 平成30年 5 月 24 日

以上